

Title	日本古代の大儺儀の変質とその背景
Sub Title	Changes in the Japanese ancient exorcism, Taina (大儺) and their backgrounds
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.1/2 (1992. 11) ,p.57- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19921100-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本古代の大儺儀の変質とその背景

三 宅 和 朗

一、はじめに

古代の大儺（追儺）儀とは大晦日の夜、内裏を中心に行われた方相氏・稚子等による疫鬼追放の儀式であつた。『内裏式』中によると、「著假面黄金四目・玄衣朱裳、右執^{〔大者脱〕}戈、左執^{〔1〕}楯」^{〔2〕}という姿の方相氏には「取^{〔3〕}大舍人長^{〔4〕}為^{〔5〕}之」、「著^{〔6〕}紺布衣・朱末額」^{〔7〕}という稚子には「取^{〔8〕}官奴等^{〔9〕}為^{〔10〕}之」とある。また、その儀式次第は本文後掲の「別表」に整理した通りである。

この大儺は中国伝来のものであつたが、日本が受容する際にはそのすべての要素を受け入れていたわけではなかつた。このことは既に前稿^{〔4〕}で明らかにしたところである。即ち、前稿の考察結果の要点のみを記すと、日本が直接のモデルとしたであろう隋・唐の大儺儀とは（A）

二、大（追）儺儀の変質

既述の如く、日本では方相氏が鬼追いの役から反対に鬼として追われるという劇的な変化があつた。これは中國・朝鮮に例を見ない。『伊呂波字類抄』一の中で「方相氏」に「ハウサウ 鬼名也」⁽⁵⁾という注があるのも、一五世紀前半の『公事根源』に「鬼といふは方相氏の事なり」⁽⁶⁾とあるのも、方相氏が鬼に転化したことによく示している。しかし、かかる様相に至る道程は短期間に一気に生じたというわけではない。ここではそのプロセスを具体的に跡付けることから始めたい。

ところで、日本での大儺の初見記事は『続日本紀』慶雲三年（七〇六）是年条の「天下諸国疫疾、百姓多死。始作土牛大儺」⁽⁷⁾であった。しかし、この時の大儺の様子は不明という他はない。大儺儀の詳細な中身が判明するのは九世紀前半の『内裏式』が嚆矢であつた。そこで、『内裏式』以下の儀式書の類に見る大（追）儺儀の儀式次第をその変化を把握し易いように時代順に配列したのが「別表」（六〇一六一页）である。

最初に「別表」自体に関して簡単に述べておきたい。「別表」に掲出しなかつた儀式関係書に『九年月中行事』

と『清涼記』（『政事要略』二九所引）がある。どちらも追儺儀の次第を記しているが、このうち、前者の文章は簡略で、『内裏式』などの儀式書と比べてもさしたる特徴も見られない。特に「別表」に掲げなくとも本論には影響がないと判断して表示を省いた。後者は『内裏式』に共通する部分とそうでない部分に大別されるが、全体としては『西宮記』六の追儺儀の内容と小異である。それ故、「別表」の中に加えず、触言の要がある場合のみ本文中で取り上げることとした。

また、『延喜式』は厳密には儀式書ではないが、儀式書的性格をもつことは否定できない。⁽⁸⁾現に追儺儀についても『内裏式』などとも比較可能な規定を掲載しているので、「別表」に加えることとした。但し、『延喜式』の場合は原則として諸官司別に追儺の規定が分載されており、他の儀式書のように首尾一貫した儀式の内容を知り得ないこと、『延喜式』の条文の多くは先行の『弘仁式』・『貞觀式』文を継承したもので、編纂時の一〇世紀前半の実情を直ちに反映しているとは速断できないこと——という史料上の限界がある。本稿では、以上の問題点を念頭に置いた上で、『延喜式』の諸司単位に分載されている追儺儀を可能な限り復元して「別表」に載せ、

⁽¹⁰⁾ 別表

年代的には奏進年次の延長五年（九二七）段階の史料として『儀式』と『西宮記』の間に便宜的に位置付けたことを予め断つておきたい。

そこで、本題に立ち返つて、「別表」をもとに九世紀以降の大饗儀の変容を考察していくとすると、次の諸点が指摘できよう。⁽¹⁾

まず、第一として、大饗の儀場における天皇出御の問題である。天皇出御のことは『延喜式』までは全く記述がないが、『西宮記』に「或天皇御_{〔マサ〕}南殿不_レ御_{〔マサ〕}帳中」とあり注意される。天皇が南殿に出御しつつも御帳に着座しないことがあるというのである。かかるいい方は『西宮記』よりも少し早く、一〇世紀中頃に成立した『清涼記』⁽¹²⁾に見られていた。ここから、大饗儀には本来、天皇が南殿の御帳に出御していたと推定されること、また、一〇世紀中頃から御帳に着座しなくなることもあるたことの二点が知られよう。ところが、この変化は更に年代が遡つて生じていた節がある。それは『西宮記』六（裏書）に「延木五年十二月卅日亥一刻御_{〔マサ〕}南殿友子朝臣申云元慶御時故太政大臣言晦日饗儀式不_レ必御_{〔タ帳〕}以其更深夜暗兼世俗忌如_レ此也前朝故事猶如_レ此云々仍此夜雖_レ出_二南殿不_レ着_二倚子_二云々

」とあるからである。即ち、「(在原) 友子朝臣」によると「元慶御時」に「故太政大臣」の藤原基経が大饗での天皇の「不_三必御_二々帳」を「前朝故事猶如_レ此云々」と指摘したという点に着目したい。「元慶御時」（陽成朝）から見て「前朝」とは清和朝（八五八～八七五）である。しかれば、天皇の南殿御帳台への不着座という事態は『清涼記』や『西宮記』の年代よりも更に百年程も古く、九世紀中・後半に惹起していたということになろう。⁽¹³⁾

この天皇の出御のあり方が一一世紀初めの『北山抄』九になるともう一段の変容を見るようである。同書の中で闖司が饗人等の内裏参入を天皇に奏上する際し「近代无_レ出御例、：但密々御_{〔マサ〕}南殿御覽之」と注しているからである。これと『西宮記』などが示す状況との区別は必ずしも判然としないが、やはり、時代の経過の中で天皇の出御が後退しつつあつたと理解すべきであろう。なお、天皇の「密覽」については『北山抄』の文章が最初ではない。『小右記』永觀二年（九八四）一二月乙巳条に見えるので、一〇世紀後半からの現象であろう。この後では、一二世紀前半の『江家次第』一一にも「近代殊不出御、：主上於_二南殿密覽」とあつた。

[別表]

内 裏 式	儀 式	延 喜 式	西 宮 記	北 山 抄	江 家 次 第		
諸衛、所部を勤し、諸門に屯す 近仗、階下に陣す 近衛将曹、近衛を率い、承 明門を開く	諸衛、所部を勤し、諸門に 屯す 近仗、階下に陣す 近衛将曹、近衛を率い、承 明門を開く	戌一刻、諸衛、所部を勤す 戌一刻、諸衛、所部を勤す	平旦、中務少輔以上、親王・大臣以下の分配文を内侍をして進奏せしむ	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）		
大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	中務輔以下、承明門外東庭に列す 史生、丞・内舎人を喚す 陰陽寮官人、肩郎等を率い、承明門外に候し、桃弓・葦矢・桃杖を離人に頒つ	成刻、親王・大臣以下、承明門外東庭幄に着座す 史生、丞・内舎人を喚す 中務省、桃弓・葦矢・桃杖を離人に頒ち充つ	戌刻、親王・大臣以下、承明門外東庭幄に着座す（衛府は弓箭を帶す） 近仗、南階に陣し（弓箭を帶す）、兵衛、承明門外に陣す 亥一点、中務丞、分配簡を上卿以下に進む 史生代、六位以下を召す 陰陽助以下、桃杖・弓・葦矢を離人に頒ち充つ	戌刻、王卿以下、長樂門外東廊前庭幄に着座す（衛府は弓箭を帶す） 近仗、南階に陣し（弓箭を帶す）、兵衛、承明門外に陣す 亥一刻、中務丞、分配簡を上卿以下に奉る 史生代、六位以下を召す 陰陽寮、桃杖・弓・葦矢を離人に頒ち充つ	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）
大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、王卿、中隔幄に就く 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 王卿、中隔幄に就く 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）	亥一刻、王卿以下、長樂門外東廊前庭幄に着座す（衛府は弓箭を帶す） 近仗、南階に陣し（弓箭を帶す）、兵衛、承明門外に陣す 亥一刻、中務丞、分配簡を上卿以下に奉る 史生代、六位以下を召す 陰陽寮、桃杖・弓・葦矢を離人に頒ち充つ	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）	中務省、分配文を内侍所に付す（近代不レ然）
大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 王卿、承明門巽角壇上に立つ	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）
大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 王卿、承明門巽角壇上に立つ	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）
大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、大舎人、叫門す 闔司、伝宣す	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 王卿、承明門巽角壇上に立つ	亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ 亥一刻、王卿、左兵衛陣南に立つ	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）	亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す） 亥一刻、王卿、外弁に着座す（衛府は弓箭を帶す）

宮城門外で京職に接引す 京職、鼓譟して逐い、郭 外に至りて止む	十二門より出で、京職に接 引す	群臣、和呼して悪鬼を逐い、 四門より出づ	方相、讐声を作り、戈で楯 を擊つ（三遍）	陰陽師、咒文を読む	中務省、侍従以下を、陰陽 師、斎郎を率い、方相一人、 振子廿人と共に殿庭に入り て列立す	陰陽師、斎郎を率い、嘗祭 す	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く
		方相、北門より出づ		陰陽師、祭文を読む	斎郎、庭中に祭物を陳ぬ	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く	
		小饗・分配人、同じく称し て宮中を駆く	小饗の今良、桃弓・葦矢・ 桃枝・碎瓦を持ち、饗長、 饗と称す	陰陽師、祭文を読む	斎郎、庭中に祭物を陳ぬ	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く	
		親王以下、桃弓・葦箭・桃 枝を執り、宮城四門より饗 出づ	群臣、和呼し、四門に分れ て饗を追う	陰陽師、祭文を読む	斎郎を率い、入りて中庭に 立つ	中務省、侍従以下を、方相、 親王以下を、陰陽寮官人、 斎郎を率い、入りて中庭に 立つ	
		方相、宣華・名義門を経て、 北廊中戸より出づ	群臣、和呼し、四門に分れ て饗を追う	陰陽師、咒文を読む	陰陽師、斎郎を率い、月華 門より入り、嘗祭す	方相（後に振子八人）、参 入して立ち、王卿、侍従以 下を率い、南庭に列立す	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く
		方相、仙華門を経て、北廊 戸北門より出づ	群臣、和呼してこれを追う	陰陽師、咒文を読む	陰陽師、斎郎を率い、月華 門より入り、嘗祭す	方相、振子を率い、参入し て立ち、王卿、侍従以 下を率い、方相の後に列立す	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く
		分配人方相の後に従い、 御前を渡りて出づ（「近 例、不レ依ニ分配」、皆 度御前一退出）	群臣、和呼してこれを追う	陰陽師、咒文を読む	陰陽師、斎郎を率い、月華 門より入り、嘗祭す	方相、振子八人を率い、参 入して立ち、王卿、侍従以 下を率い、方相の後に列立す	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く
		殿上人、長橋内にて方相 を射、主上、これを南殿 で密観す	群臣、和呼してこれを追う	陰陽師、咒文を読む	陰陽師、斎郎を率い、月華 門より入り、嘗祭す	方相、振子八人を率い、参 入して立ち、王卿、侍従以 下を率い、方相の後に列立す	陰陽寮、桃弓・葦矢を闔司 に授く

第一として、変化は方相氏にも見られた。方相氏が鬼を追う役を果していったことは『内裏式』から『延喜式』に記載されている通りであるが、『西宮記』から様子が変わってくる。それは陰陽寮下部八人が紫宸殿の前庭において方相氏に「饗」を給わるという事態である。もともと鬼追放の一手段であつた「饗」⁽¹⁴⁾が方相氏に向けられていることとは方相氏が鬼と看取されつたことを示すものであろう。しかも、『西宮記』には陰陽寮官人が「饗」を供えるに当つて、安福殿から月華門（紫宸殿前庭の西門）を通つて前庭に入ることを記している。

『内裏式』などは内裏内郭の正門の承明門からの参入としていたのを方相氏に「饗」を供することから、その参入の門を月華門に改訂したものであろうか。方相氏への「饗」 자체は『清涼記』・『北山抄』には見えないが、両書とも陰陽寮官人が月華門から参入するとしていることから、やはり、一〇世紀後半を一つの画期として方相氏の身上に変化が生じたといわねばなるまい。

ところで、これが『江家次第』になると「件饗近代不^レ見」として方相氏への「饗」が実施されていないことがあがうかがわれる。貴族の日記で「饗」のことを記録している最後の例は管見の限りでは『權記』寛弘八年（一〇

一一）一二月戊辰条で、以後、かかる例を見ない。とすると、方相氏への「饗」は既に一一世紀中頃には姿を消していたことも考えられよう。この「饗」の消滅は方相氏が一方的に追放される存在へ位置付けられるに至ったことを雄弁に物語るものであつた。かかる段階での饗の様子の典型は時代がかなり下だるが、『建武年中行事』に「追儺。大とねりれう鬼をつとむ。陰陽寮の祭文をもちて南殿のへんにつきてよむ。上卿以下これを追。殿上の人ども御殿の方に立て桃の弓にている。：：』、『康富記』康正元年（一四五五）一二月庚午条に「：：鬼形（割注略）自右近陣橘樹辺出現、指南走、則上卿已下各放矢一了、：：」とある通りで、「饗」も登場せず、「鬼」、「鬼形」への弓射のみの儀式が行われているのである。

第三として、姫子にも変化があつた。姫子の人数は『内裏式』で二〇人、『延喜式』一三（大舍人寮）からは八人に減少し、以後、変更がない。なお、『延喜式』成立後の『清涼記』には二〇人であるが、これは『内裏式』と同文の箇所に見えるものであり、恐らくは『内裏式』文をそのまま踏襲しただけであろう。

この姫子の数の減少は方相氏の鬼化と表裏であったと見られる。方相氏が鬼として忌避されていつたのと軌を

一にして振子の鬼追い者としての存在意義も薄れていったと考えられよう。『延喜式』の平安末から鎌倉初期の古写本（九条家本）⁽¹⁷⁾に「コオニ」（卷一三）の傍訓があることから、振子も方相氏と同じく最終的には鬼に転落していったものと思われる。

第四は儺者が手にする桃弓・葦矢の問題である。儺者としての王卿以下が桃弓・葦矢等を持つことは『延喜式』などに明記されているが、それは勿論、無形の鬼に向けられるのが本来であつたと推考される。因みに『文選』三（東京賦）には「桃弧棘矢、所發無臬」⁽¹⁸⁾とあつた。それが『江家次第』では「殿上人於長橋内射方相」とある如く変化を見せてている。方相氏を弓で射ることの初見は『春記』長曆二年（一〇三八）一二月辛卯条（「予（藤原資房——引用者注）等於御前射之、用二葦弓⁽¹⁹⁾……」）であるので、その起源は『江家次第』よりも古く一一世紀代に遡ることは確実である。そして、方相氏（＝鬼）への弓射の形が定着していくことは前掲の『建武年中行事』や『康富記』康正元年一二月庚午条からも明白であろう。

第五点として、内裏を警固する衛府の公卿が桃弓・葦矢とともに弓箭を帯するようになるという変化もあった。

日本古代の大儺儀の変質とその背景

この事実の初見は『西宮記』であるが、『北山抄』八では「大將及諸衛督帶弓箭、此事無所_レ拠、又不見_レ旧例、然而近代帶之、未得_レ其意」としてこの点に疑問を呈し、その後に『延喜式』四五（左右近衛府）の「少將已上執弓箭。其大中將帶參議已上者。不_レ執弓箭」という規定をあげて「候殿上時如_レ之、況於中重行事、又己執桃弓葦矢等、何重帶之哉、可尋_レ之」と指摘している。従つて、「中重」（内裏）における衛府公卿の武装化は『北山抄』にいう「近代」における後發的なことであつたといえようが、それは如何なる理由に基づくのであろうか。

これには『政事要略』が適確な解答を用意している。即ち、上記の疑問に対し、「法式之中。無有_レ所見。今此追儺。方相為_レ首。已執楯柵。入立_レ中庭。異_レ他節箭_二（_レ葦弓⁽²⁰⁾……）」であるが、つまり、元来、方相氏の「楯柵」とは鬼に向けられるべきであつたはずであるが、それが「不虞」の備えとして「此儀」（衛府の公卿の武装化）が行われているというものである。これも方相氏忌避の一つのあらわれとすべきであろう。

第六として、王卿以下の儺追の方法がある。『内裏式』や『延喜式』によると方相氏等の儺者は内裏及び宮城の

東西南北の四門に分配され、鬼を追つて宮城一二門へ出、そこで左右京職に接引するという。これが『北山抄』では「近例、不_レ依_レ分配、皆度御前退出」とあり、『江家次第』でも「上卿以下隨_ニ方相後_ニ度御前、出自瀧口戸」として上卿以下が四門の分配によらず方相氏の後のみを追う——方相氏は朔平門（内裏外郭の北門）から内裏外へ出る——ようになつてゐる。実際例に照らしてみても『兵範記』仁安二年（一一六七）一二月癸亥条に「次儺西行、臨_ニ弓場殿之間、上卿以下分散、下官帰⁽²¹⁾」とあり、四門分配による鬼追いが実行されていない。これは儺者が分配に従つて無形の鬼を内裏から四方へ追却する本義が遅くとも一世紀には崩れて、目前の方相氏_ニ鬼だけを追放するようになったと指摘できよう。

以上、六点にわたつて日本の大儺儀の変貌の諸相を追及してきた。この六点からはいざれも、方相氏が「穢久_ニ惡伎疫鬼」を追放する段階から、時代の流れの中で徐々に方相氏自身が鬼として忌避され、追われる存在になつていつた傾向が読み取れよう。第一に述べた天皇が南殿の御帳に必ずしも出御しなくなつていくのも、第三の振子の数が二〇人から八人へと減つていくのも、このことと密接していたと推考される。そして、天皇の出御が後

退し始めるのが九世紀中・後葉の清和朝であつたことは、換言すれば、方相氏忌避の第一歩を記したのが当該時期であつたといえよう。以後、一〇世紀後半を一画期としてこの動向は拡大の一途を辿つたことは本章での議論からも明瞭であろう。また、これまで指摘してこなかつたことであるが、方相氏が忌み嫌われた様態としては、『北山抄』に儀式終了後「此間還御、候_ニ御後_ニ人、忌_レ行_ニ逢方相、云々」とある例⁽²²⁾や、『春記』長暦二年（一一〇三八）一二月辛卯条に方相氏への弓射の後、「垂_ニ御簾_ニ渡畢、下_ニ御格子、⋮」として「御簾」や「御格子」を下ろしてしま⁽²³⁾う例なども追加できよう。かくして、[別表]の儀式書の中では『江家次第』に最も変質した大儺儀の姿を見ることになるのであつた。⁽²⁴⁾

ところで、かかる大儺儀の変質は大儺から追儺への改称⁽²⁵⁾と即応関係にあつたとすべきであろう。この改称について、山中裕氏は①『三代実録』における大儺・追儺の呼称の分布状況をもとに、貞觀一二年（八七〇）の追儺以後、大儺・追儺の混用期を経て、貞觀一八年以降、すべて追儺となると指摘され、②その理由としては始め中國渡來の行事をそのまま行つていた段階から次第に日本化するにつれて大儺から追儺に変化したとされた。⁽²⁶⁾

このうち、①の変化の年次に関しては嵐義人氏に批判があり、⁽²⁷⁾『三代実録』の史料批判に依拠して立論された

嵐説に従つて貞觀一二年（八七〇）に特定さるべきであろう。また、②も大儺の名称の段階において中国そのままの儀式であつたとはい難いことは前稿で述べた通りである。しかし、山中氏が大儺儀の内容の変化と名称の改正との関連を指摘された点は十分支持できる。そもそも、追儺という呼称が中国・朝鮮に見られるものではなく、日本独自の呼び名であつたらしいこと、儺字そのものに鬼やらいの意味（諸橋轍次『大漢和辞典』一）⁽²⁸⁾があり、それに追字を冠して追儺とするのは重言であること、更に追儺は本来、オニ（＝儺）ヤラヒと訓まれていたらし（儺にはハラヒという古訓もあつた（九条家本『延喜式』一三））⁽²⁹⁾が、鬼＝儺⁽³⁰⁾という理解も日本的であることが想起されるからである。しかも、この追儺への改称年次が丁度、方相氏が鬼と見なされ始める時期と一致していたことが改めて注意されるのである。日本において大儺から追儺へと儀式の名称が改められるのは鬼としての方相氏の追放を意識したことだつたのではないだろうか。⁽³¹⁾

三、大儺儀変質の背景

ところで、前章で指摘した大儺から追儺への変化はなぜ起つたのであろうか。この疑問に対する解答には方相氏の「面がおそろしいことから、方相氏が悪鬼と考えられるようになつた」とする説⁽³²⁾、「無形の鬼に飽き足らなくなつて、方相氏を鬼と見立てて追うことになつた」とする説⁽³³⁾、方相氏の「人々の先に立つて無形の鬼を追う姿を誤解して、方相氏が鬼で、これを群臣が後から追出すのであると考えられるようになつた」とする説⁽³⁴⁾などがある。これらの諸説が決して首肯するに値しないわけではない。しかし、いずれの説においても方相氏の忌避が九世紀中頃から始まる理由を説明できていないという共通の欠点がある。この変容の背景には日本の大儺儀受容時に一つの手掛りがあることは既に述べた通りであるが、ここではもう少し別の角度からアプローチしていきたいと思う。

そこで、この問題の解決の糸口を方相氏と葬送儀礼との関係に求めてみたいと思う。方相氏は大儺で鬼を追う以外にも、葬送儀礼の場でも活躍の機会があつた。しかも、葬送との関係はやはり中国に源流がある。従つて、

本稿においても前稿同様に、まず、中国に遡つて葬送儀

札の中の方相氏について行論に必要な限りで簡説し、次に、それを受容した朝鮮の葬送儀礼に関する略述しておきたい。

『周礼』八（夏官・司馬）には「方相氏掌…大喪先^レ匱、及^レ墓入^レ壙、以^レ戈擊^ニ四隅^ニ殴^ニ方良⁽³⁷⁾」とあり、方相氏の葬送における役割が記されている。このうち、前半の柩の先導役については『後漢書』礼儀志に「方相氏黄金四目、蒙^レ熊皮、玄衣朱裳、執^レ戈揚^レ楯、立乘^ニ四馬⁽³⁸⁾先驅^ニ」とある通りである。要するに、方相氏は葬送に当つて四頭立ての馬車に立乗して葬列を先導し墓穴では邪鬼を駆逐するという職掌をもつていた。六世紀後半の北齊の喪葬令には「三品已上及五等開國、通用方相⁽³⁹⁾」とある通りである。要するに、方相氏は葬送に当つて四頭立ての馬車に立乗して葬列を先導し墓穴では邪鬼を駆逐するという職掌をもつていた。六世紀後半の北齊の喪葬令には「三品已上及五等開國、通用方相⁽³⁹⁾」として、方相（四目）と同類の魅頭（二目）が葬儀に使用されることが規定されている。これは隋・唐・北宋の喪葬令においても概ね同じであった。また、方相氏は北宋では陰道神の俗号を得（『事物紀原』九）、明代の『三教源流聖帝佛師搜神大全』七では開路神君の名で登場するが、その職務は後の時代にも継承されていった。その開路神君は現代でこそ見られぬものの比較的最近まで命脈を保つて

いたようである。⁽⁴³⁾

葬送に活躍する方相氏は朝鮮においても導入されている。慶州の壺谷塚（五～六世紀の新羅王族の墓）出土の木心漆面が方相面か、あるいは単なる埋葬のための仮面かはつきりしないが、文献上、確實なところでは『朝鮮王朝実録』一二三（五礼・軍礼儀式）の「發引班次」と「遷奠儀」にそれぞれ「次方相氏車四、分^ニ左右…」、「方相氏先至、入^ニ玄宮、以^レ戈擊^ニ四隅⁽⁴⁵⁾」として中国と全く同じ役割を果す方相氏が見える。同書世宗二年（一四二〇）九月丁丑条の太宗の葬儀（「發引儀」、「遷奠儀」）にも右と同じようなことが記されているので、朝鮮朝には王の葬送儀礼に方相氏の役割が定着していたことは間違いない。また、この習俗が中国と同様、後世に受け継がれていたことも確かで、現に葬儀の場で方相氏を実見したとの証言もある。

日本にも葬送で悪鬼を駆逐する方相氏は導入されている。藤ノ木古墳出土の馬具透彫内の鬼神像が方相氏像であるか否かは措くとしても、養老喪葬令親王一品条には親王一品と太政大臣に限つて葬儀に「方相車」一具が支給されることが規定されており、『令集解』同条の「古記」からは大宝令に「方相」の語があつたことが知られ

る。恐らく、葬列及び埋葬の場面で中国同様の役目を方相氏が遂行していたものと思われる。但し、日本においては、方相氏が登場する葬儀は実例からする天皇・太上天皇のもの（後述）と喪葬令文から知られる親王一品・太政大臣に限定されていたようで唐などと比べてもその使用されていた範囲は極めて狭い。また、日本には懸頭の使用は遂に見られなかつたようで、かかる点では中国との相違も少なくなかつた。⁽⁴⁸⁾

右の喪葬令の規定以外では、聖武太上天皇・光仁太上天皇・桓武天皇の葬儀に際しての葬司⁽⁴⁹⁾の一つに「作（造）方相司」の任命があつた。また、『続日本後紀』嘉祥三年（八五〇）三月癸卯条の仁明天皇の埋葬時には、「薄葬」により「鼓吹方相之儀。悉從⁽⁵⁰⁾停止」とあるが、次の文徳天皇の時は「殯葬之礼。一如⁽⁵¹⁾仁明天皇故事。但有⁽⁵²⁾方相氏。⋮」（『文徳実録』天安二年（八五八）九月甲子条）とあり、「送終之礼。皆從⁽⁵³⁾僉約」（『三代実録』同上条）の中にもかかわらず、方相氏が復活している。しかし、これ以後の史料からは葬儀の方相氏の存在を検出することができない。

この後の方相氏については一説ある。一つはこの習俗が平安時代以降も存続したと見る神野清一氏の説⁽⁵⁴⁾、もう

一つは延喜・天暦までは続いたものの、その後は消滅したとする滝川政次郎氏の説⁽⁵⁵⁾である。卑見では基本的には滝川氏の説に賛成したいと思う。なぜならば、上記の文徳天皇の葬送時以後に方相氏及び作（造）方相司の史料が検出できること、『延喜式』一一（太政官）の葬官条の「凡親王及大臣薨。即任⁽⁵⁶⁾装束司及山作司。⋮」があり、作（造）方相司が見出せないことが考慮されるからである。恐らくは方相氏が天皇などの葬送儀礼に不可欠な存在ではなくなつたものと推察されよう。但し、その消滅年代は滝川説よりも少し早く、文徳天皇の葬送時を上限とし、『延喜式』完成時を下限とする九世紀中葉から一〇世紀前半までの間としておきたいと思う。

このように見てくると、日本では中国・朝鮮と異なり、方相氏が殊更に早く姿を消していったことが留意されるのである。ここにも前稿で指摘した大饗のケースと同じく、同一の習俗を導入しながらも日・朝両国で不均等な展開が見られたことになるが、それでは日本の場合、いったい如何なる事情に基因してかかる事態に至つたのであるか。この点については、薄葬思想の流行が原因のかなりの部分を占めていたと見て、もとより誤るまい。しかし、それだけの説明ではなお割り切れぬものを覚える。

右に引用した文徳天皇の葬送において、薄葬が強調されている中、なお、方相氏だけは挙用されているからである。そこで、そのような意味からしても先に述べた大儺儀で方相氏の扱いに変化が生じた事実と関連させて説明する、次の神野氏の見解は示唆的であるよう思う。

方相が追儺の儀式の中で鬼とされてしまうのは、右のような方相と葬送のかかわりが、触穢思想の発展の過程でクローズアップされた結果ではなかつたろうか。

この神野氏が示された見通しに左袒したいと思うのは、第一に大山喬平・高取正男氏等の指摘にあるように、ケガレへの禁忌意識が八世紀末から九世紀の律令貴族層の間で急速に累積架上されていったことが明らかにされてること、第二に、前稿で論じた如く、日本の大儺儀は中國とは異なりケガレ追放の儀式として成立したものであつたこと、第三に、大儺儀の変質開始時期と方相氏が葬送儀礼から姿を消す年代が概ね九世紀後半代と目され、大きな開きがないこと、の三点を併考したいからである。要するに、平安初期における触穢思想の強化は葬送の場での方相氏の役割を終焉せしめ、ほぼ同時期にかかる死穢との結び付きの強い方相氏が追儺の場で鬼として忌避されていったのではあるまいか。そして、この関係を更

にはつきりさせていえば、追儺における方相氏とは單なる鬼に見なされ追い払われたというよりも「穢久惡疫鬼」として、即ち、ケガレとして追放されるようになつたと思われるるのである。

なお、方相氏がケガレとして退けられていく際、より直接的な契機はその独特の眼にあつたと想像される。といふのも、方相氏の四目は本来、邪靈・鬼を屈伏できる「慈眼」の範疇に属することはいうまでもない。一方、その対極が「邪眼」であるが、「邪眼」とはその眼に見られるると人々は害を受けるというものであつた。「邪眼」の典型は死靈で、例えば、古代中国では死者の顔に瞑目（ベキモク）という布をかけて死者の邪視を防ぐ（『儀礼』土喪礼）という。方相氏と死穢との関係が強く意識されるようになると、その「慈眼」の四目も「邪眼」として忌避されるようになつたのではないか。前章に指摘した如く、一一・一二世紀の追儺の場で「御簾」や「御格子」を下ろす例が貴族の日記や儀式書の中に見られたが、これは方相氏の眼が「邪眼」とされたことと対応するのであろう。

以上、日本の大儺儀の変質の背景として次の二因あることを指摘した。即ち、一つには前稿でも述べたように

中国から大儺を導入した時点で日本ではケガレ追放の儀式として受け入れていたこと、もう一つには、平安初期において方相氏が死穢と関連付けられていったことである。かくて、日本の大儺は九世紀中頃以降に、方相氏が鬼⁶¹ケガレとされ追放されるという、中国・朝鮮に例を見ないユニークな形態をとるに至つたものと思うのである。

四、おわりに

これまで述べてきたところをまとめると、左の通りである。

I、日本の大儺儀は九世紀の中・後葉以後、元来、鬼を追う役の方相氏が鬼として忌避され追放されるという大きな変化が生じた。それは儀式書や貴族の日記などから、大儺の儀における天皇の南殿御帳台への不出御、方相氏への「饗」の登場と消滅、儀子の数の減少、儺者による方相氏への弓射、衛府の公卿の武装化、王卿以下の儺追の方法の変化などにあらわれた。

II、右の変化の背景としては、日本の大儺儀が最初からケガレを祓除する儀式であったこと、葬送儀礼の場

にも方相氏が携わっていたこと、平安初期に貴族の間で死穢への忌避意識が増大したことなどが指摘される。それにより、ケガレ追放の追儺儀において方相氏自身が「穢久惡伎疫鬼」として追放されるに至つたものと考えられよう。

III、大儺から追儺へという九世紀後半の儀式名称の改正も右述の変化と対応していたものと思われる。

本稿では日本の大儺儀の変質の具体的様相を追及した。その結果、日本ではケガレ追放の要素が大(追)儺の展開に大きな意味を持つていたことが明らかになつたと思う。

ところで、一二世紀前半には、この追儺は寺院の修正会・修二会の場でも実施されるようになる。それは鬼に象徴される障礙・穢惡を打ち払うという追儺儀式が年頭に浄化と再生を祈る修正会・修二会の意図に合致している⁽⁶¹⁾ためといわれている。

その際に、重要なことは延慶元年（一二〇八）一二月十五日付の「右大將源具守御教書」（『石清水文書』）に「内殿長日御香并正月十四日夜達魔以下、境内散所法師等、如レ旧可致其沙汰⁽⁶²⁾也」として、石清水八幡宮の修正会において、「達魔」という鬼役を「散所法師」とい

う被差別民が勤めていたという事実である。ここに中世⁽⁶³⁾

としているので、官奴とすべきであろう。

的な身分秩序を見出すことは可能であろう。もつとも、前稿や本稿で指摘した追儺のハラビ——ケガレと中世の

(4) 拙稿「日本古代の大儺儀の成立」(『日本歴史』五一二一、一九九一年)。以下、前稿と称す。

キヨメ——ケガレ構造との間にはなおミッシング・リンクがあることは否定できない。しかしながら、前者が後者の一源流となつたことも間違いないところであろう。

(5) 『伊呂波字類抄』の引用は雄松堂出版刊行本による。

かかる観点からすると、日本の大儺がその成立当初からケガレ追放の儀式であつたということの歴史的意義を看過することはできないと思うのである。

以上、日本古代の大(追)儺儀の変質過程とその背景についての論究を試みた。残された課題も少なくない。それについては後考に委ねたいと思う。

注

- (1) 『内裏式』の引用は神道大系本による。以下、同じ。
- (2) 『師遠年中行事』に「選長六尺以上人」(同書の引用は続群書類從本による)とあるように、方相氏を長身の者(長人)がつとめることを記す史料は少なくない(他に『文德実錄』齊衡元年一二月辛巳条、『權記』寛弘八年一二月戊辰条、『左經記』万寿二年一二月戊寅条他)。
- (3) 山中裕氏は振子役の「官奴」を「太政官の若い奴たち」と解されている(『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)二七六頁)が、『儀式』一〇に振子を「小儺今良」(『儀式』の引用は神道大系本による。以下、同じ)

(6) 『公事根源』の引用は新註皇學叢書本による。

(7) 『続日本紀』の引用は新日本古典文学大系本による。

(8) 滝川政次郎氏は儀式とは「儀の式であつて、式の一種」とされている(『大唐開元礼と貞觀儀式』(『儀礼文化』七、一九八五年)六頁)。

(9) 虎尾俊哉「解題」(『延喜式』(上) 神道大系本)二三頁。また、筧敏生「律令國家祭祀と大宝神祇令」(『ヒストリア』一二七、一九九〇年)六一~六二頁参照。

(10) 「別表」に引用した史料のうち、「延喜式」は新訂増補国史大系本、『西宮記』・『北山抄』・『江家次第』は新訂増補故実叢書本による。以下、同じ(『内裏式』・『儀式』については前掲(1)(3)参照)。

(11) 大儺儀の変容については、野田幸三郎「陰陽道の一側面」(『歴史地理』八六一、一九五五年)五三~五四頁に、本文で示した第二と第四点に関する大まかながら正しい指摘がある。

(12) 『清涼記』の成立年代については、清水潔「清涼記と新儀式と天暦藏人式」(『皇學館論叢』九一、一九七六年)七九一~八一八頁参照。

(13) 神谷正昌氏は奏成選短冊・奏詮擬郡領・獻御杖・進御曆・奏御トの五儀式の例を中心に、天皇が紫宸殿に出御

して行われる天皇出御儀から不出御儀への転換の画期が文徳天皇の仁寿・齊衡年間にあつたとされた（九世紀の儀式と天皇）（『史学研究集録』一五、一九九〇年）。もし、神谷説を大饗儀に援用すれば、当該儀における天皇不出御も清和朝よりも一代遡つて文徳朝に求められるかもしれない。

（14）前稿、一一一頁。

（15）『建武年中行事』の引用は群書類從本による。

（16）『康富記』の引用は増補史料大成本による。

（17）虎尾『延喜式』（吉川弘文館、一九六四年）一二二五頁。

（18）『文選』の引用は全釈漢文大系本による。

（19）『春記』の引用は増補史料大成本による。

（20）『政事要略』の引用は新訂増補国史大系本による。

（21）『兵範記』の引用は増補史料大成本による。以下、同じ。

（22）『江家次第』にも「還御之時、扈從人忌_三最前行_二逢方相_一」とある。

（23）『江家次第』に「或放_二格子_一」、「雲岡抄」に「下_二格子_一讃之」（同書の引用は群書類從本による）、「中右記」嘉承二年（一一〇七）一二月三〇日条に「仍垂_二御簾_一密々御覽歟」（同書の引用は増補史料大成本による）とある。

（24）追饗の変質は貴族の邸宅での追饗についても認められる。『小右記』寛仁三年（一一〇一九）三年一二月壬子条では「子時始許追饗、依_二新屋_一不_レ饗、依_二世俗風_一」（同書の引用は大日本古記録本による）として「新屋」により

「不_レ饗」という状況が『殿暦』永久五年（一一一五）一二月三〇日条では「新宅追饗云々、…」と変化している（他に『兵範記』久寿元年（一一五四）一二月三〇日条にも「追饗如_レ例、…私家雖_二新宅_一令_二追饗_一、是先例也、見_二于年々旧記_一」とある）。かかる史料から、貴族の新邸宅（新屋（宅））の追饗が一世紀前半から一二世紀前半の間に始まつたこと、本文で後述することとも関連するが、新屋にも追饗による一層の清浄觀が求められつつあつたことがうかがわれよう（なお、新造内裏の追饗の例は長久二年（一一〇四二）が早い（『樗蘿抄』））。

（25）大饗・追饗以外では「駆饗」という呼称が唯一、「文徳実錄」齊衡元年二月辛巳条に見える。「駆（驅）饗」といういい方は中国・朝鮮にあり、決して珍しい用例ではない。

（26）山中、前掲（3）二六八頁。但し、山中氏は元慶二年（八七八）の「大饗」の例を見落されている。

（27）嵐義人「饗儀改称年代考」（『国学院大学日本文化研究所紀要』四六、一九八〇年）。

（28）『河海抄』四に「饗除夜に饗を追事也鬼やらいといふ追の字をやらふとよむ也又饗の一宇をも鬼やらいと読也許」（同書の引用は玉上琢弥編『紫明抄・河海抄』（角川書店、一九六八年）による）という指摘がある。

（29）オニヤラヒの語のヤラヒに追放の意味があることについては、森田悌「古典にみる制裁」（『古代文化』四二一六、一九九〇年）四一頁、水林彪『記紀神話と王權の祭祀』（岩波書店、一九九一年）四四〇頁参照。

(30) 『かげろふ日記』中に天禄二年（九七二）一二月大晦

日の出来事として「…月日はさながら、「おにやらひきぬる」とあれば、あさまし」とおもひはつるもいみじき

に、人はわらは、おとなともいはず、「儺（を）やらふ（く）」とさはぎの、しるを…」（同書の引用は日本古典文学大系本による）とある「おにやらひ」「儺（な）やらふ」が追儺

の訓に当ろう。因みに「儺（を）やらふ」という表記は

『源氏物語』紅葉賀、幻、『夫木和歌抄』八（歳暮）にも見える。

(31) 『伊呂波字類抄』五に「儺」に注して「ナ 鬼名也」

とある。

(32) 榎村寛之「儺の祭」についての基礎的考察」（『文化史論叢』上、創元社、一九八七年）一〇一八～一〇二〇頁。

(33) 山中、前掲（3）二六六頁。他に鈴木棠三『日本年中行事辞典』（角川書店、一九七七年）三二〇頁。

(34) 鳥越憲三郎『歳時記の系譜』（毎日新聞社、一九七七年）一二九頁。他に野間清六『日本仮面史』（芸文書院、一九四三年）一四二頁。

(35) 西角井正慶編『年中行事辞典』（東京堂出版、一九五八年）四九二頁。他に『国史大辞典』九（吉川弘文館、一九八八年）六九八頁（中村義雄氏執筆）も「誤解」説である。

(36) 中国の葬送儀礼における方相氏については、上田早苗

「方相氏の諸相」（『檍原考古学研究所論集』一〇、吉川弘文館、一九八八年）が詳しい。

(37) 『周礼』の引用は『周礼注疏』（阮刻一三経注疏本）による。以下、同じ。

(38) 『後漢書』の引用は中華書局刊行本による。

(39) 丁孚の『漢儀』（『後漢書』礼儀志注所引）に永平七年（六四）の陰太后的葬列に「方相、鳳皇車」が配置されていたのが文献上では最も早い例といえよう。

(40) 『隋書』の引用は中華書局刊行本による。

(41) 魁頭については、『周礼』の方相氏に鄭玄が「如^二今魁頭^一也」と注し（『周礼注疏』五）、『通典』八六に「魁頭與^二方相^一小異」とある（同書の引用は中華書局刊行本による）。

(42) 隋以降は方相が四品以上、魁頭が七品以上という使い分けが定着する（但し、唐の開元七年令のみは方相は五品以上であった（『六典』一八）。また、明においても同様な規定が見える（『明史』六〇（礼志））。

(43) 胡撲安編輯『中華全國風俗志』三（大達図書供應社、一九三六年）、デ・ホロート（清水金一郎・荻野日博訳）『中國宗教制度』一（大雅堂、一九四六年）一四四～一四五頁、丁秀山『中國の冠婚葬祭』（東方書店、一九八八年）二三一～二四三頁。

(44) 李杜絃『韓國仮面の歴史』（京都国立博物館編『古面』岩波書店、一九八一年）一六二頁。

(45) 『朝鮮王朝実録』の引用は国史編纂委員会刊行本による。

(46) 滝川「令の喪制と方相氏」（『日本上古史研究』四一、一九六〇年）一頁。また、一九七〇年には昌徳宮の倉庫

から葬礼用具と一緒に方相氏の木製仮面が発見されている（李、前掲（44）二六二頁）し、国書刊行会編『目で見る李朝時代』（国書刊行会、一九八六年）一四一頁には

葬列の先頭に立ち、車に乗つて先導する方相氏の写真がある。その他、今村鞆「朝鮮の葬儀」（『朝鮮風俗集』国書刊行会、一九七五年）、萩原秀三郎・崔仁鶴「韓国の民俗」（第一法規、一九七四年）一二三頁参照。

（47）上田氏は方相氏説である（前掲（36）三七一～三七五頁）が、小杉一雄氏は蚩尤神説である（藤の木古墳の蚩尤神とその年代）（『学苑』五九一、一九八九年）。

（48）滝川、前掲（46）七頁。

（49）葬司については、虎尾達哉「上代監喪使考」（『史林』六八一六、一九八五年）参照。

（50）『続日本後紀』の引用は新訂増補国史大系本による。

（51）『文徳実録』の引用は新訂増補国史大系本による。

（52）『三代実録』の引用は新訂増補国史大系本による。

（53）『本元興寺縁起』（『太子伝玉林抄』八所引）——同書の引用は東方書院刊行本による）に推古元年（五九二）、島大臣宅から舍利を法興寺の刹柱に納める時に「有大輶四両、：第四輶載〔引導方相〕也」として「方相」が見える。この文は養老喪葬令と葬具が異なるので、一概には後世の造作文とは考えられず、成立は『日本書紀』編纂後「余り時を経ぬ頃であった」と指摘されている（松木裕美「二種類の元興寺縁起」（『日本歴史』三三二五、一九七五年）二九一～三三二頁）。

（54）神野清一「日本古代社会と賤民」（『歴史評論』三九二、

一九八一年）一六頁。

（55）滝川、前掲（46）九頁。

（56）神野、前掲（54）一六頁。

（57）大山喬平「中世の身分制と国家」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年）。

（58）高取正男「神道の成立」（平凡社、一九七九年）。

（59）「慈眼」と「邪眼」について、土橋寛『日本語に探る古代信仰』（中公新書、一九九〇年）六九～七五頁参照。

（60）もつとも、この点については、既に南方熊楠「邪視について」（『南方熊楠全集』四（平凡社、一九七二年）二九七頁）において「最初方相四眼もて悪鬼を睨みおどしたことが：いつのまにか謬伝されて、方相四眼もて人に邪視を加うると信ぜられ：」と明快に指摘されていた。

（61）丹生谷哲一「檢非違使」（平凡社、一九八六年）二〇七頁。

（62）『石清水文書』の引用は大日本古文書による。

（63）能勢朝次「能樂源流考」（岩波書店、一九三八年）一二九一～三〇頁、森末義彰「中世芸能史論考」（東京堂出版、一九七一年）四〇～四一頁、神野「律令國家と賤民」（吉川弘文館、一九八六年）二五八頁、鈴木正崇「修正会」（『岩波講座東洋思想』一五（岩波書店、一九八九年））一三三一～一三六頁、丹生谷、前掲（61）二〇八～二〇九頁他。